

検査案内書【保険】

眼皮膚白皮症遺伝子検査

K010-158 / Ver 1

運用開始日 2026年6月1日

かずさ遺伝子検査室

改訂履歴

No.	改訂内容	Ver.	運用開始日	作成者	承認者
1	新規作成	1	2026/6/1	糸賀栄	内藤嘉磯

検査項目: 眼皮膚白皮症

検査名: 眼皮膚白皮症遺伝子検査

1. 概略

眼皮膚白皮症は、出生時より皮膚、毛髪、眼におけるメラニン合成が低下または消失することにより、全身の皮膚が白色調を呈し、青から灰色調の虹彩、視力障害、白から茶褐色あるいは銀色の頭髪を特徴とする疾患である。

本疾患は、メラニン合成に関与する遺伝子のバリエーションにより発症する常染色体潜性遺伝(劣性遺伝)性疾患である。非症候型眼皮膚白皮症は7型、症候型であるヘルマンスキー・パドラック

(Hermansky-Pudlak) 症候群は9型が知られている。また、チェディアック・東 (Chediak-Higashi) 症候群およびグリセリ (Griscelli) 症候群では、これまでに複数の原因遺伝子が同定されている。今後も新規原因遺伝子の同定が進むことが予想される。

非症候型・症候型ともに、皮膚・虹彩・毛髪の低色素化に加え、矯正不能な視力障害や眼振などの眼症状を呈する。症候型ではさらに、出血傾向、免疫不全、神経症状などの全身症状を伴う。また、特にヘルマンスキー・パドラック症候群では、中高年期に間質性肺炎や肉芽腫性大腸炎を合併することがある。低色素性の皮膚は光発がんのリスクが高く、また一部の遺伝子多型は悪性黒色腫(非露光部を含む)の疾患関連因子とされる。眼症状は網膜機能障害により弱視に至る場合がある。症候型では、これらの全身合併症が予後に影響を及ぼす。

本検査では、「眼皮膚白皮症(指定難病164)」の診断基準に基づき、19遺伝子を報告書対象遺伝子とし、鑑別診断を目的としてTietz症候群やまだら症と関係する3遺伝子を鑑別・補助診断用遺伝子として解析する。

2. 解析対象遺伝子

解析対象遺伝子は以下の通り。いずれもアレル頻度1%以下のものを報告対象とする。

報告書対象遺伝子:

TYR, OCA2, TYRP1, SLC45A2, SLC24A5, C10orf11, HPS1, AP3B1, HPS3, HPS4, HPS5, HPS6, DTNBP1, BLOC1S3, PLDN, LYST, MYO5A, RAB27A, MLPH

鑑別・補助診断用遺伝子:

MITF, KIT, SNAI2

3. 検査対象領域

対象遺伝子のタンパク質コード領域(エクソンおよび近傍のスプライス部位)を解析対象とする。さらに、既知の病的バリエーションが報告されている調節領域およびイントロン深部領域(ディーポイント

ロン領域) については、別表1に示す領域の中から、各対象遺伝子に対応するもののみを解析対象とする。*注. 別表1に示すすべてを一律に対象とするのではない。また該当遺伝子が無い場合もある。)

[別表1\(ここをクリック\)](#)

4. 検査方法

短鎖リード型次世代シーケンサーを用い、ハイブリダイゼーション法あるいはPCR法により対象領域を濃縮・配列決定する。検出対象は塩基置換および短い欠失・挿入バリエーション (アミノ酸置換、終止コドン、フレームシフト、スプライシング異常をきたすもの) とする。必要に応じてサンガー法による確認解析を行う。

5. 報告対象および制限事項

一般集団でのアレル頻度が一定基準を下回るものを報告対象とする。

体細胞モザイクは検出可能な範囲で報告対象に含める。

なお、本法では高精度な検出が困難なため、以下の項目は原則として報告対象外となる。

- ・大規模な欠失・重複等のコピー数変化
- ・大規模な構造異常

6. 検体の種類

原則として血液のみを受け付ける。

*調製済みDNAについては、やむを得ない場合に限り個別に判断し受け入れを検討する。

7. 基準値及び判定基準

国際的に標準とされるヒトゲノムリファレンス配列と比較を行い、低出現頻度バリエーションの有無を判定する。

8. 医療機関に緊急報告を行うこととする検査値の範囲

該当なし (本検査は緊急報告の対象ではない)

9. 検査に要する日数

検体が弊所に到着した日から、60営業日以内とする。

10. 測定を委託する場合にあっては、実際に測定を行う衛生検査所の名称

測定の委託は行っていない。

11. 検体の採取条件

医療機関において、検査の目的や限界について十分に説明し、本検査の申し込みに関する同意を得ること。

12. 検体の採取容器

弊所より発行した「匿名化ID記載ラベル」を貼付した採血管1本
(真空密封型採血管：EDTA-2KまたはEDTA-2Na入り)

13. 検体の採取量

血液を1 mL以上を採取する。

14. 検体の保存条件

採血後は速やかに冷蔵、または凍結にて保管する。

15. 検体の提出条件

上記12～14の条件を満たす検体については、箱に収容し、室温で弊所へ発送する。
なお、必要に応じて保冷剤の同梱も可とする。
原則として、発送日の翌日に到着するよう手配する。

16. 検査依頼書及び検体のラベルの記載項目

検体貼付用ラベルには、匿名化IDおよび検体管理用IDを記載する。
検査依頼書については、当検査室指定の様式を使用する。
主な記載項目は以下の通り。

- ・ 匿名化ID
- ・ 希望する検査項目（疾患名、検査コード番号、検体数）
- ・ 医療機関情報
- ・ ガイドライン遵守の確認
- ・ 請求書送付先情報

17. 検体を医療機関から衛生検査所まで搬送するのに要する時間

発送日の翌日着を原則とする。
土日祝日は受付業務を行っていないため、配送日時に十分注意する。

18. 検査のお申し込み、お問い合わせ

公益財団法人かずさDNA研究所 遺伝子検査室（かずさ遺伝子検査室）

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2丁目5-23

<https://www.kazusa.or.jp/genetest/index.html>

E-mail: onjk@kazusa.or.jp